

中越沖地震で、柏崎刈羽原発の中央制御室のドアがゆがんであかなくなるという大変な事態を教訓にしまして、東京電力が震災重要棟を福島第一原発につくつた。これによつて、あの三・一の極限状態でも一定の作業ができるというふうに言わられております。東電の清水社長、当時ですけれども、なかつたらと思うとぞつとするというふうに調査会でも述べられてゐる。

この免震重要棟についての国内外の専門家の発言といいますか、何と言つてゐるかについては、配付資料を配らせていただいておりますが、この一枚目に紹介をさせていただいております。時間の関係で、お読みいただければというふうに思つております。

いずれにしろ、事故の教訓として、いわゆるあの免震重要棟が重要だつたというのが国内外の専門家の声であります。ですから、これをつくらないうといふことは、その事故の、三一の教訓を踏まえていないということになるわけでありま

そこで、規制委員長にお聞きしたいんですが、基準的には、法的には免震でも耐震でもいい、そういう理屈かもしれないんですけども、しかし、少なくとも、審査の前提として、九州電力自身が、再稼働の前提に免震重要棟をつくります、こう言つていたわけですね。私が数えた範囲でいいますと、あの分厚い審査書案の中に免震という言葉が大体二十六回ぐらい出てくる。ですから、もう審査の大前提なんですね。

ですから、つくらないということであれば、いわゆる合格審査なわけですから、この合格そのものを取り消すべきだ、つまり再稼働をやめさせるべきだと思うんですが、委員長、いかがでしようか。

○田中政府特別補佐人　先生御指摘のようだ、一F事故のときに福島第一原子力発電所で免震重要棟が重要な役割を果たした、これは確かだと思うんですね。そういうことを踏まえて、新しい規制基準では、免震重要棟というよりは、緊急時の対

策所としての設備を設けることを要求しております。それが免震重要棟という言い方に若干変わつてゐるわけですが、私どもとしては、免震重要棟といふには規制要求ではしておりません。

ただ、当時、一Fのときには免震重要棟は確かに重要な役割を果たしましたけれども、外部被曝とか内部被曝に対する対策というのは必ずしも分でなかつたといふことがあります。今回我々

○藤野委員 これから審査していくといいますけれども、もう動いているんですね。既に動いていて、耐震性でやつた方が確実にできるということになると、そういう提案になつてはいるというふうに理解しておりますので、その内容については、今後、今変更申請が出てきておりますので、それをきっちりと精査した上で、厳密に私どもの要求が満たされているかどうかを審査してまいりたいと思います。

まだわかりますけれども、動いている。
よく規制委員会の方がおっしゃるのは、緊急事
故対策所の機能を満たす緊急時対策所があるん
だ、こうおっしゃいますので、私、この二月に川
内原発に行きました。その緊急時対策所なるもの
をちょっと見てきたんですね。
川内原発、今言いましたように、動いておりま
す、稼働しております。タービン建屋に入ります
と、物すごいんですね、タービンの振動だけで体
が揺れる。改めて物すごいエネルギーだと実感
したわけです。
では、緊急時対策所はどうかといいますと、ス
ペースはわずか百七十平米、平家建てです。確か
に壁は分厚いんですけども、壁が分厚いもので
すから天井が低くて、非常に圧迫感があるわけ
ですね。そこに机や椅子、モニター、パソコン、い
ろいろなものがぎゅうぎゅう詰めになつていて、
中二階的などころをつくつて、そこに水とか食料

とかを入れているのですから、さらに圧迫感がある。私は、トイレはどうするんですかと聞きましたら、あそこにありますと。部屋の片隅に一個だけお祭りなんかでよくあるあの仮設のトイレがありました。確かに。私、あけてみたら、そこの中にも物がたくさん詰まつていて使えない、こういう状況がありました。

これが緊急時対策所の実績たる委員長を行かれていたというふうに思ふんですけれども、実態だと困らうんですね。

配付資料の一枚目をじらんいただければと思ふなんですが、三月一日の朝日新聞、この福島昌敏さんという方は、福島第一原発のあの日あの場所で、第一号から第四号を統括するユニット長として亡き吉田所長を補佐された方で、隣に座つていた方であります。

こうおっしゃつています。黄色いところですけれども、「三、四日目になると、みんな口ボツトではないので休まないといけない。」「いくら想像

規制委員長にお聞きしたいのですが、もう既に稼働しているということは、今にも事故が起きるかもしれない、そこに対応する緊急時対策所であります。しかし、スペースはこの部屋よりも狭い、しかもトイレは一つ、横になる場所もない、そこに百人が、百人です、百人が七日間いる、そういう前提になつていて。委員長、これで、この福良さんがおっしゃっている人の力が發揮できる、ということは確かにあります。

○田中政府特別補佐人　先生御指摘のように、私も拝見しましたが、非常に立派な耐震設計の緊急時対策所なんですが、残念ながら、広さが大変狭いですから、そのことについては事業者の方も認めていますし、審査の過程で、そういう状況でなく起り得る。そのときに頼りになるのは、手順書とかマニュアルでなく、人の力。「こうおつしゃっています。

一週間程度の対応ができるということについては
一応確認しております。
それは十分な広さではないということを事業者
の方も十分認識しておりますので、今出てきており
ますのは、今は百七十平米ですけれども、今度は
六百二十平米ぐらいの広い建物をつくるといふこ
とで申請が来ていますので、それを見ていただきたい
と思っております。

そういう新規制基準だということで、まさに私は、この一点をとっても、この新規制基準というのは失格だと強く言わざるを得ないというふうに思つております。

そして、高浜原発の方に行きたいんですけども、こちらは昨年二月にいわゆる適合性審査をパスいたしました。しかし、これも前提が大きく変わつております。

バスしたときの前提是、高浜は四つありますけれども、一、二号は動かさない、もう四十年たちますから動かさないという前提でした。それで三、四号の審査をバスした。ところが、関西電力は、今度は、バスした一ヶ月後に、やはり一、二号も動かしたい、こう言つてきました。なぜか一ヶ月後であります、委員長。これは、恐らく規制委員会の審査を受けている段階から、よし、受かつたら、一ヶ月後ぐらいに一、二号も動かすと言つてやろうと思つていたとしか思えなく、そういうタイミングだというふうに思うんで

す。

委員長は、三月三十日の記者会見で、私もビデオも拝見させていただきましたが、川内についてですけれども、免震重要棟につきましてこうおっしゃつてあるんですね。免震重要棟、要するに先ほどのやりとりですけれども、どうして最初からそういうものを出してこないんだよという気はず、そのときはそうだなと思ったんです。私も思はず最初から、なぜ審査を通して一ヶ月後に、全く違う、「一、二号は動かさない」と言つていたのに、それを前提で三、四号を通しておいて、よし、通つたということで「一、二号を出してくる」。

○田中政府特別補佐人 委員長、これはやはり大麥許されない事態じゃないかというふうに思うんですけど、委員長の御認識はいかがですか。

○田中政府特別補佐人 私がプレス会見で申し上げたことを引用されたと思うんですけど、最初に免震重要棟のかわりの施設を、まず、九州電力が出

してきました川内のいわゆる緊急時対策所というのには、必ずしも我々が納得できるようなものではなかつた。これではだめだということでかなり厳しく突き返したという経緯があつて、その後、検討して、新たに今のものが出てきて、今のはその当時から見たら随分、かなり改善されているというふうに、一目ですけれども、今審査中ですから内容までは申し上げませんけれども、そういうことでそういう発言になりました。

高浜については、もう少し事情が違うので、どうしましようか。

○藤野委員 いずれにしましても、やはり原子力発電所をどう動かすか。いわゆる変更申請というのは極めて重いものだと私は思つております。ましてや、世界一厳しいとおっしゃつてある基準を一回通しているんですね。ですから、ただでさえ厳しい変更申請を、世界一厳しい基準を通した後にまたやつてくる。しかし、それが一ヶ月後、二ヶ月後。

変更申請は絶対だめだと私も言つております

ん。やはりやつてみたらぶがいがあつてとか、

そういう合理的な理由があつたり、あるいは、変更したことによつてより安全性が高まるといううな合理的な理由があれば、それは変更申請はあると思いますが、二ヶ月後とかわづか一ヶ月後

に、何の事情変更もなく、あるいは、高浜の場合

は、一、二号というもう四十年たつ古い原発を動かすという、はつきり言つて、安全性が高まるど

ころか危険性が高まるような、そういう変更申請になつてゐるわけですから、本当にこれは変更申

請の名に値しない。

やはり規制委員会が、先ほど、真の安全文化をつくりたいというふうに委員長も冒頭おっしゃいました。真の安全文化をつくるとおっしゃるのであれば、そういうものは突き返して、こんな変更申請は認められないという姿勢を見せていくこと

が、私は、本当の意味で安全文化をつくつていい

が、お聞きしたいんですけど、先ほど言いま

して、最後にもう一点、時間もあれなんです

が、お聞きしたいんだけれども、先ほど言いま

ないんじやないでしようか。

○田中政府特別補佐人 個々の原発について十分、同時に発災した場合といふことも考えて、個々の原発ごとにきちっとそれが対処できるようなると、何の事情変更もなく、あるいは、変

更したことによつてより安全性が高まるとい

うな指摘をあります。

○藤野委員 検査しているとおっしゃいましたけ

れども、先ほど言つたように、緊対所自身がそこ

に入る人のことを考えていないわけです。

事故対応もしかりでありまして、例えば

れども、配付資料の二をもう一度ご覧いただけ

れば、黄色いのを引っ張つていらないんですけど

も、三基同時の対応は難しかつたとこの福良さん

もおっしゃつております。具体的には、一基しか

ない原発なら対応は楽だつた、三基同時に対応し

ないといけないのがかなり苦しかつた、こうおつ

しゃつてゐるわけですね。さらにリアルに言いま

すと、一番下の段の右ですけれども、「仮に二号

機でくじじつて海水注入が遅れて、放射能の放出

がものすごい量になると、一、三号機の海水注入

もできなくなる。消防車にも油を入れられない。

今までの努力が水の泡になる。それは強く感じた」こうおっしゃつてゐるわけですね。

ですから、やはり、審査しているとおっしゃつ

ますけれども、一旦過酷事故が起きれば、何人要

る、そういう計画がどんどん崩れていつて、負の

連鎖が起きて、本当に事故対応が難しくなる、こ

うおっしゃつてゐるわけですね。第三・一、福島第一でも、第一原発だけでなく第二原発にも大きな影響を与えたというのが一番上の指摘があります。福島第一から十二キロ離れた福島第二原発の復旧活動にも影響を与えたとい

うことが指摘をされています。

それについては、訓練の状況とともに実際に私どもで検査をして確認させていただいておりますの

で、足りるというふうに思つております。

○藤野委員 検査しているとおっしゃいましたけ

れども、先ほど言つたように、緊対所自身がそこ

に入る人のことを考えていないわけです。

事故対応もしかりでありまして、例えば

れども、配付資料の二をもう一度ご覧いただけ

れば、黄色いのを引っ張つていらないんですけど

も、三基同時の対応は難しかつたとこの福良さん

もおっしゃつております。具体的には、一基しか

ない原発なら対応は楽だつた、三基同時に対応し

ないといけないのがかなり苦しかつた、こうおつ

しゃつてゐるわけですね。さらにリアルに言いま

すと、一番下の段の右ですけれども、「仮に二号

機でくじじつて海水注入が遅れて、放射能の放出

がものすごい量になると、一、三号機の海水注入

もできなくなる。消防車にも油を入れられない。

今までの努力が水の泡になる。それは強く感じた」こうおっしゃつてゐるわけですね。

ですから、やはり、審査しているとおっしゃつ

ますけれども、一旦過酷事故が起きれば、何人要

る、そういう計画がどんどん崩れていつて、負の

連鎖が起きて、本当に事故対応が難しくなる、こ

うおっしゃつてゐるわけですね。第三・一、福島第一でも、第一原発だけではなく第二原発にも大きな影響を与えたというのが一番上の指摘があります。福島第一から十二キロ離れた福島第二原発の復旧活動にも影響を与えたとい

うことが指摘をされています。

第三・一、福島第一でも、第一原発だけではなく第二原発にも大きな影響を与えたというのが一番上の指摘があります。福島第一から十二キロ離れた福島第二原発の復旧活動にも影響を与えたとい

うことが指摘をされています。

第三・一、福島第一でも、第一原発だけではなく第二原発にも大きな影響を与えたのが

○藤野委員 若干細かいことですので、私の方で紹介させていただきたいんですが、初めは、三、四の審査のときは一、二は動かさない前提だったのですが、一、二の中、原子炉建屋ですからがつちりしているということで、一、二の中に緊対所、緊急時対策所をつくるという前提であつたわけです。一、二も動かすというふうになつた場合には、一、二、三、四共通して対処できるような緊急時対策所を全く別の場所につくるという関電の計画が今出されて、恐らくそれを審査されるんだというふうに思うんですね。

ですから、そういう点で、やはりいずれにしろ大事なのは、事故の経験を踏まえていくということだと思いますね。

そして、最後に申し上げたのは、昨年、原子力規制委員会は発足から3年が経過をしたという年であります。同委員会の設置法の附則では、法律施行後3年内に必要な見直しを行なうという規定もあつたわけですが、結局昨年、規制委員会のあり方も基準もまともな見直しをしなかつたということで、もう時間が参りましたので、こうして見直しを抜本的にすることなくして委員長が先ほどおつしやつた真の安全文化化というのは実現できることを申し上げて、質問を終わります。

○三原委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 おおさか維新の会の足立康史でございます。

福島第一原発事故から先月で五年。本当に全ての被災者の皆様にお見舞いを改めて申し上げるとともに、この五年間、本当に事故の収束に向けて御努力をいただいている関係の皆様全にて、心から敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

私は、実はもともと経産省におりまして、福島第一原発事故を機に退職をいたしまして、今こうして国会で仕事をさせていただいているわけであります。ですが、そういう意味では、政治を志して五年ということになりますが、本当に福島第一原発事故は大変厳しい事故であつたと思つております。

きょう、委員の皆様から大変大事な御質問を

もらまだづくられていません。しっかりとやらなあきるいただきました。私がきょうこうして今国会初めでの原子力調査特別委員会を開催できましたこ

と、ありがとうございます。

ちょうどときようから第一委員室ではTPPの審議が始まっていますが、本当につまらない議論をしていまして、田嶋筆頭を初め、ここにおいての

民進党の先生方は立派な方ばかりですが、TPPのきょうの特別委員会、第一委員室、もう黒塗りの紙ばかり、黒塗りの資料ばかりテレビにかさして、民進党の皆様が国益に反するような質問を多々されています。

また、TPPの委員会なのに、どうも仄聞する

と、年金とか甘利先生の問題とかばかりして、TPPの話はしていません。まあ、民進党の皆様はなかなかTPPの中身がわからないんだと思いますが、しつかりTPPの特別委員会ではTPPの議論をしていただきたいと思います。

申し上げたいことは、第一委員室よりもこの委員会の方がよっぽど重要な、国益にかなう議論をしているなどということを感じていてる次第であります。

おおさか維新の会は、結党以来というか、ずっと変遷があるわけですが、とにかく原子力政策についてはちゃんとやろう、ちゃんとできるなら再稼働して、私は実は高速炉も大事だと思っているんです。きょうも多田部長から御紹介があつたように、十数年を三百年に短縮できるわけです。未

来への責任、民進党も何か未来への責任と言つて

いますが、多分、言い出したのは我々が先だと思いつながら、本当に未来への責任を考えるのであれば、簡単に高速炉を捨てられるのかな、こう私は思つていています。

やるべきことをしつかりやるべきだということについて言えば、行政府については、我が党は、

民進党に行かれた方は一人も名を連ねられていません、おおさか維新の会でつくつた原発再稼働責

任法案というものを御提示しています。そして、立法院、立法院、三権がしっかりと原子力に、新しい

い、今の、これから、未来への責任を果たせる

もまだづくられていません。しっかりとやらなあきる、このように思います。

さて、きょう、当時の総理大臣、菅元総理もおいであります。私が、大変、当時の事故、これは事故自体が痛恨のきわみであります。当時の政

府の対応も問題があつたと思います。何が問題

か。私は、またぜひ菅元総理の御意見を賜りたい

と思いますが、なぜ挙国一致内閣を編成しなかつたのかと今でも思っています。やはり、もつともつと対応の仕方はあつた。そういう点で、もちろん産業界、あるいはいろいろな行政機関も課題はあると思いますが、そういうふうに思つています。

規制委員長、川内原発に係る福岡高裁の判決が出ました。判決自体について論評はできないかと思いますが、その中で、火山の審査ガイドに不合

ることは、規制委員長、どうお考えですか。

○田中政府特別補佐人 判決文によりますと、評価ガイドで、火山の噴火の時期とか規模を予測するということを前提としているということをございますけれども、私どもは、その時期とか規模を正確に予測することを求めているのではなくて、

その影響が、稼働期間中に原発に影響を及ぼすかどうかというところの判断をするためにどういうことをすべきかということを求めているということです。

申し上げたいことは、第一委員室よりもこの委員会の方がよっぽど重要な、国益にかなう議論をしていてるなどということを感じていてる次第であります。

おおさか維新の会は、結党以来というか、ずっと変遷があるわけですが、とにかく原子力政策についてはちゃんとやろう、ちゃんとできるなら再稼働して、私は実は高速炉も大事だと思っているんです。きょうも多田部長から御紹介があつたよ

うに、十数年を三百年に短縮できるわけです。未

来への責任、民進党も何か未来への責任と言つて

いますが、多分、言い出したのは我々が先だと思

つてはちゃんとやろう、ちゃんとできるなら再

稼働して、私は実は高速炉も大事だと思っているんです。きょうも多田部長から御紹介があつたよ

うに、十数年を三百年に短縮できるわけです。未